

【表紙】

|                     |                                  |              |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                          |              |
| 【提出先】               | 四国財務局長                           |              |
| 【提出日】               | 2026年7月31日                       |              |
| 【会社名】               | アオイ電子株式会社                        |              |
| 【英訳名】               | AOI ELECTRONICS CO.,LTD.         |              |
| 【代表者の役職氏名】          | 取締役社長 木下 和洋                      |              |
| 【本店の所在の場所】          | 香川県高松市香西南町455番地の1                |              |
| 【電話番号】              | 087（882）1131（代表）                 |              |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理本部長 青木 良二                   |              |
| 【最寄りの連絡場所】          | 香川県高松市香西南町455番地の1                |              |
| 【電話番号】              | 087（882）1131（代表）                 |              |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理本部長 青木 良二                   |              |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                               |              |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当                      | 986,462,900円 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                      |              |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |              |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容                                                            |
|------|----------|---------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 378,100株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、2026年7月31日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額      | 資本組入額の総額 |
|-------------|----------|--------------|----------|
| 株主割当        | —        | —            | —        |
| その他の者に対する割当 | 378,100株 | 986,462,900円 | —        |
| 一般募集        | —        | —            | —        |
| 計（総発行株式）    | 378,100株 | 986,462,900円 | —        |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

| 発行価格   | 資本組入額 | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金 | 払込期日       |
|--------|-------|--------|------------|-------|------------|
| 2,609円 | —     | 100株   | 2026年8月17日 | —     | 2026年8月18日 |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (3)【申込取扱場所】

| 店名                | 所在地               |
|-------------------|-------------------|
| アオイ電子株式会社 管理本部総務部 | 香川県高松市香西南町455番地の1 |

##### (4)【払込取扱場所】

| 店名                 | 所在地           |
|--------------------|---------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 高松中央支店 | 香川県高松市鍛冶屋町2-1 |

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****（１）【新規発行による手取金の額】**

| 払込金額の総額      | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額      |
|--------------|-----------|--------------|
| 986,462,900円 | —         | 986,462,900円 |

- （注） 1 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。  
 2 発行諸費用は発生いたしません。

**（２）【手取金の使途】**

| 具体的な資金使途                  | 金額           | 支出予定時期              |
|---------------------------|--------------|---------------------|
| 先端パッケージ等の新規事業分野における生産設備調達 | 750,000,000円 | 2027年１月～<br>2027年９月 |
| 競争力維持のための研究開発投資           | 236,462,900円 | 2026年８月～<br>2027年９月 |

上記差引手取概算額986,462,900円につきましては、2026年８月18日以降、先端パッケージ等の新規事業分野における生産設備調達および競争力維持のための研究開発投資に充当いたします。これにより、急速な技術革新と市場拡大が進む同分野において、今後の需要急増に対応すべく、生産設備の取得や生産ラインの早期立上げによる生産体制の迅速な構築、および次世代技術の確立に集中的に配分し、中長期的な企業価値向上に向けて有効に活用する予定であります。

なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行います。

**第２【売出要項】**

該当事項はありません。

**第３【第三者割当の場合の特記事項】****１【割当予定先の状況】****（１）割当予定先の概要**

|                |                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 名称             | 日垂化学工業株式会社                                                                |
| 所在地            | 徳島県阿南市上中町岡491番地                                                           |
| 直近の有価証券報告書の提出日 | （有価証券報告書）<br>事業年度 第70期（自 2025年１月１日 至 2025年12月31日）<br>2026年３月26日 四国財務局長に提出 |

**（２）提出者と割当予定先との間の関係**

|      |                     |                                      |
|------|---------------------|--------------------------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 当社は割当予定先株式を10,000株保有しています。           |
|      | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 割当予定先は当社株式を221,900株保有しています。          |
| 人的関係 |                     | 該当事項はありません。                          |
| 資金関係 |                     | 該当事項はありません。                          |
| 技術関係 |                     | 該当事項はありません。                          |
| 取引関係 |                     | 当社は、割当予定先の光半導体の後工程（アッセンブリ）を受託しております。 |

- （注） 「（１）割当予定先の概要」および「（２）提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、2026年７月31日現在におけるものであります。

### (3) 割当予定先の選定理由

当社は現在、先端パッケージをはじめとする新規事業分野へ積極的に経営資源を投入し、高付加価値製品の開発・量産化を通じた収益基盤の強化、財務体質の健全化、ならびに持続的な企業価値の向上に注力しております。そのなかで、新事業分野の強化や取引先との協業深化、事業基盤の強化に向けた各種施策を広く検討してまいりました。

その結果、当社のアセンブリ事業における長年の重要取引先であり、LED市場のリーディングカンパニーである日亜化学工業株式会社（以下、日亜化学）との関係強化が不可欠であるとの認識で一致し、具体的な協議を進めるに至りました。同時に、新規事業分野における開発・量産化体制を早期に確立するためには、機動的かつ持続的な事業投資を支える強固な財務基盤の構築が最重要課題であると認識しております。

当社はこれまで、株主還元や機動的な資本政策の実現を目的として自己株式を保有しており、2026年6月末時点において、発行済株式総数の6.68%に相当する801,063株を保有しております。この自己株式の有効活用にあたり、日亜化学との協業関係を一層深化させること、および同社を引受先として成長投資資金を調達することが最善であると判断し、同社を割当予定先とする第三者割当による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」）を決定いたしました。

本自己株式処分により調達する資金は、新規事業分野における生産設備の調達や、競争力維持のための研究開発に充当する予定です。世界最大級の生産体制と優れた製品開発力を持つ日亜化学との提携深化は、当社アセンブリ事業の競争優位性を高めるだけでなく、先端パッケージを中心とした新規事業の生産体制最適化にも大きく寄与します。本資金調達を通じた事業成長が、当社の中長期的な企業価値向上、ひいては既存株主の皆様への利益還元に資するものと考えております。

### (4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 378,100株

### (5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より本自己株式処分による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、および当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

### (6) 払込みに要する資金等の状況

日亜化学が2026年3月26日付で四国財務局長に提出した第70期有価証券報告書に記載されている財務諸表によれば、2025年12月31日現在での現金及び預金が連結ベースでは508,274百万円、単体ベースでは424,237百万円となっております。

さらに、当社は本自己株式処分にあたり、直近における同社の資金状況等について同社に口頭により直接確認を行っており、現在においても本自己株式処分に係る払込みに要する十分な現預金を保有している旨を確認しております。

以上のことから、当社として、同社による本自己株式処分に係る払込みに支障はないと判断しております。

### (7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先およびその役員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、日経テレコン、登記情報提供サービスおよびインターネットを用いて、反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報およびキーワードを検索するなどの調査を行いました。日経テレコンは新聞、雑誌、業界、企業、人物などの情報を1つのツールで提供するワンストップ情報収集サービスであり、日経独自の取材・調査情報を含む750以上の媒体・データベースを、ワンストップで提供しております。日経テレコンが提供する情報は、主に報道機関が発行する新聞・雑誌やプレスリリース、その他の信頼性の高い情報源に基づいており、反社調査においても、調査対象となる企業や関係者に関する情報の信頼性が高く、また、過去の記事や情報も含めて検索・閲覧することができ、過去の情報を参照することで、企業や関係者の背景や経緯を把握し、より正確な反社調査が行えることから、当社では必要十分な調査が行えると判断しております。

割当予定先、割当予定先の役員および主要な株主（以下、「調査対象」という。）について、日経テレコン、登記情報提供サービスおよびインターネットを用いて、反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報およびキーワードを検索するなどの調査を行いました。調査対象と反社会的勢力等との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上より、当社は、調査対象について、反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

また、当社は、割当予定先から割当予定先およびその役員につき、反社会的勢力に当たらないこと等に関する誓約書を受けております。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先とその関係者については、反社会的勢力との関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本株式の処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年7月30日（以下「基準日」という。）までの直近3ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の終値単純平均値である2,690円（円未満四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じ。）に0.97を乗じた2,609円（円未満四捨五入）といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値単純平均値を採用したのは、直前営業日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性および合理性をより確保することができると判断したためです。また、算定期間を直近3ヶ月間としたのは、直近1ヶ月間や直近6ヶ月間と比較して、短期的な株価変動の影響を和らげつつも、より中長期的かつ直近の一定期間の市場動向をバランスよく反映させることで、現時点における当社株式の価値をより適正かつ安定的に評価するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議のうえ決定いたしました。その上で、基準となる終値単純平均値から乖離しない範囲で処分価額を決定することが相当であるとの考えの下、割当予定先との協議を経て、直近3ヶ月間の終値単純平均値に0.97を乗じた価格とすることで合意に至りました。

なお、当該処分価額2,609円は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年7月30日の終値である2,190円に対し19.13%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率またはプレミアム率の計算において同じ。）、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値2,457円に対し6.19%のプレミアム、基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値2,646円に対し1.40%のディスカウントとなる価格となります。

当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当社は割当予定先にとって特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記払込金額につきましては、当社監査等委員4名全員（うち全員が社外取締役）から本第三者割当の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、当社の直近の財政状態および経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

### (2) 発行数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により割り当てられる株式数は、378,100株（議決権数3,781個）であり、これは2026年6月末時点の当社の発行済株式総数12,000,000株に対して3.15%（2026年3月末時点の総議決権数111,910個に対して3.38%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。

しかしながら、当社と日亜化学が資本関係を強化し、信頼関係を強固にすることで一層の関係強化が推進されることに加え、本自己株式処分により調達する資金を、今後高い成長が見込まれる先端パッケージ等の新規事業分野における生産設備調達および研究開発へ集中的に投下することにより、当社の収益基盤の拡充および持続的な成長を実現できるものと考えております。

このように、本資金使途による事業成長を通じた中長期的な企業価値および株主価値の向上が、一時的な希薄化に伴う影響を補うものと考えていることから、本自己株式処分の数量および株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

| 氏名または名称                     | 住所                    | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有<br>議決権数の<br>割合<br>(%) | 割当後の所<br>有株式数<br>(千株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 (%) |
|-----------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 大西 以知郎                      | 兵庫県芦屋市                | 2,117         | 18.92                                 | 2,117                 | 18.30                                      |
| 公益財団法人大西・アオイ記念<br>財団        | 香川県高松市上林町148番地        | 2,000         | 17.87                                 | 2,000                 | 17.29                                      |
| アオイコーポレーション有限会<br>社         | 神戸市灘区上野通3丁目1-4        | 1,150         | 10.28                                 | 1,150                 | 9.94                                       |
| 西澤 知佐子                      | 福岡市中央区                | 794           | 7.10                                  | 794                   | 6.87                                       |
| 日亜化学工業株式会社                  | 徳島県阿南市上中町岡491-100     | 221           | 1.98                                  | 600                   | 5.19                                       |
| 株式会社三菱UFJ銀行                 | 東京都千代田区丸の内1丁目4<br>番5号 | 350           | 3.13                                  | 350                   | 3.03                                       |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社（信託口） | 東京都港区赤坂1丁目8番1号        | 225           | 2.01                                  | 225                   | 1.95                                       |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>（信託口）      | 東京都中央区晴海1丁目8-12       | 224           | 2.01                                  | 224                   | 1.94                                       |
| 大西 暁子                       | 香川県高松市                | 209           | 1.87                                  | 209                   | 1.81                                       |
| 明治安田生命保険相互会社                | 東京都千代田区丸の内2丁目1-<br>1  | 154           | 1.38                                  | 154                   | 1.33                                       |
| 計                           |                       | 7,446         | 66.54                                 | 7,825                 | 67.64                                      |

（注）1 2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」および「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式801,063株は割当後422,963株となります。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年3月31日現在の総議決権数（111,910個）に本自己株式処分により増加する総議決権数（3,781個）を加えた数で除した数値です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第58期有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

### 第2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第58期、提出日2026年6月26日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までの間において、以下の臨時報告書を四国財務局長に提出しております。

（2026年6月26日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2026年6月25日開催の当社第58回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （1）当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

##### （2）当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金29円

###### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

木下和洋、青木良二、相沢吉昭、多田光徳、中尾正己を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権・無効（個） | 可決要件  | 決議の結果および賛成割合（％） |
|-------|--------|-------|----------|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 86,542 | 128   | 252      | (注) 1 | 可決 99.56%       |
| 第2号議案 |        |       |          | (注) 2 |                 |
| 木下 和洋 | 81,709 | 5,213 | 0        |       | 可決 94.00%       |
| 青木 良二 | 85,800 | 1,122 | 0        |       | 可決 98.71%       |
| 相沢 吉昭 | 86,665 | 257   | 0        |       | 可決 99.70%       |
| 多田 光徳 | 86,765 | 157   | 0        |       | 可決 99.82%       |
| 中尾 正己 | 86,761 | 161   | 0        |       | 可決 99.81%       |

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |            |                             |                         |
|---------|------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度（第58期） | 自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日 | 2026年6月26日<br>四国財務局長に提出 |
|---------|------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を利用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

アオイ電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 ラットランド

京都府京都市

指定社員 公認会計士 山田 美樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅本 顕宏  
業務執行社員

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアオイ電子株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アオイ電子株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| (繰延税金資産の回収可能性)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>会社は、繰延税金資産3,391,695千円から評価性引当額3,190,780千円及び繰延税金負債1,196,498千円を控除した純額△995,583千円を連結貸借対照表上、投資その他の資産に118,202千円、固定負債に1,113,786千円を計上している。また、連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り、及び税効果会計関係）に関連する開示を行っている。</p> <p>この繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消によって、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、会社及び連結子会社の将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断されるが、半導体を中心とした電子部品業界の需要動向や顧客の在庫調整、為替相場の変動リスクや海外の地政学リスクの影響を受けるため、将来の損益予測の不確実性が増し、見積りの仮定や経営者の判断に変更が生じた場合に繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上の結果、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の判断の妥当性を評価するために、当監査法人が実施した主な監査手続は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の回収可能性の判断に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>過去の課税所得又は税務上の繰越欠損金の推移、当連結会計年度における課税所得又は税務上の繰越欠損金の金額、将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額、当連結会計年度末の将来減算一時差異等の金額を総合的に勘案し、税効果会計における会社分類の見直しが行われた場合には、その結論の妥当性を検討した。</li> <li>繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された将来の課税所得の見積額について、取締役会で承認された利益計画との整合性を検討した。</li> <li>取締役会で承認された利益計画に一定のリスクを反映させた不確実性に対する評価を検討した。</li> <li>当連結会計年度末における将来減算一時差異等が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺されるスケジュールを検討した。</li> </ul> |

| (固定資産の減損損失の認識及び測定の妥当性)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>会社は、連結貸借対照表に有形固定資産22,221,628千円及び無形固定資産335,905千円を計上している。アオイ電子株式会社の半導体部門の固定資産に減損の兆候があると識別し、減損損失を認識すべきと判定した固定資産について帳簿価額を回収可能価額（正味売却可能価額と翌年度以降の利益計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値の高い方の金額）まで減額している。</p> <p>その結果、会社は連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り及び連結損益計算書関係）に開示のとおり減損損失252,118千円を計上している。</p> <p>固定資産の減損損失計上の要否の判定において割引前将来キャッシュ・フローを利用するが、当該将来キャッシュ・フローの基礎となる利益計画は半導体を中心とする電子部品業界の需要動向や顧客の在庫調整、為替相場の変動リスク、海外の地政学リスクの影響を受けるため、将来の損益予測の不確実性が増し、経営者の判断に重要な影響を受ける。</p> <p>以上の結果、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識及び測定が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>固定資産の減損損失の計上の要否に関する経営者の判断の妥当性を評価するために、当監査法人が実施した主な監査手続は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の減損損失の要否の判定に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>資産のグルーピングの単位に変更のないことを検討した。</li> <li>会社及び連結子会社の減損の兆候を判定する資料について、その妥当性を検討した。</li> <li>将来キャッシュ・フローの基礎となる取締役会で承認された利益計画に一定のリスクを反映させた不確実性に対する評価を検討した。</li> <li>減損損失を認識すべきであると判定された会社の資産グループ（アオイ電子株式会社の高松工場及び観音寺工場の半導体部門）の固定資産の回収可能価額の妥当性について検討した。</li> </ul> |

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アオイ電子株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アオイ電子株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

アオイ電子株式会社  
取締役会 御中

監査法人 ラットランド  
京都府京都市

指定社員 公認会計士 山田 美樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅本 顕宏  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアオイ電子株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アオイ電子株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

##### （繰延税金資産の回収可能性）

会社は、繰延税金資産2,366,029千円から評価性引当額2,366,029千円及び繰延税金負債449,506千円を控除した純額△449,506千円を貸借対照表上、固定負債に計上している。また、財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り、及び税効果会計関係）に関連する開示を行っている。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と実質的に同一の内容であるため、監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、並びに監査上の対応の記載を省略している。

##### （固定資産の減損損失の認識及び測定の妥当性）

会社は、貸借対照表に有形固定資産19,190,449千円及び無形固定資産282,033千円を計上している。また、損益計算書に減損損失252,118千円を特別損失として計上している。さらに、財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）に関連する開示を行っている。

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損損失の認識及び測定の妥当性）と実質的に同一の内容であるため、監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、並びに監査上の対応の記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。